経済労働委員会記録

開催日時 令和3年9月29日(水) 13:05~15:36

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

小泉 米造 委員長

佐藤 光紀 副委員長

小村 尚己 委員

池田 慎久 委員

大国 正博 委員

太田 敦 委員

猪奥 美里 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 塩見 水循環・森林・景観環境部長

谷垣 産業・観光・雇用振興部長

平田 観光局長

乾 食と農の振興部長 ほか、関係職員

傍 聴 者 1名

議事

(1) 議案の審査について

議第95号 和解について

報第28号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業 者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放 棄に関する条例の一部を改正する条例

(2) その他

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

今定例会においては、密接・密集を避けるため、各委員会室の傍聴人の定員を5人に限 定しておりますので、ご了承してください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、 付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承 願います。

なお、議案の説明については、9月10日の議案説明会で行われたため、省略いたします。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。

ほかになければ、付託議案についての質疑を終わります。

採決については簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第95号について、原案どおり可決することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案1件につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてでありますけれども、報第28号中、当委員会所管分については、先の説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご 了承願いたいと思います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入りたいと思います。

観光局長から奈良まほろば館新拠点の移転リニューアルの状況について、食と農の振興 部長から奈良県酪農・肉用牛近代化計画の策定について、報告を行いたいとの申出があり ましたので、ご報告を願いたいと思います。

なお、理事者におかれましては、着座にてご報告を願いたいと思います。

〇平田観光局長 では、奈良まほろば館新拠点の移転リニューアルの状況について、ご報告をさせていただきます。

昨年度より、東京都港区新橋にて整備を進めてまいりました奈良まほろば館の新拠点につきまして、8月10日にリニューアルオープンいたしました。資料1枚目が、そのオープン当日の概要です。本来であれば、オープニングセレモニー等イベントを開催する予定ではございましたが、当日は、東京都が緊急事態宣言中ということもございまして、メディア向けの記者会見、記者発表のみを実施という形にさせていただきました。

オープン前日のメディア向けの内覧会と合わせて合計37社の取材があり、テレビやウェブニュースなど多くのメディアで取り上げていただきました。

まず、新拠点のロゴにつきましては、移転リニューアルに合わせ、奈良まほろば館の新たなロゴを作成しました。奈良の風景である大和三山をイメージし、また、奈良まほろば館を核に、首都圏に奈良の魅力が広がってほしいという思いを込めたデザインとなっております。

奈良まほろば館の内装のコンセプトにつきましては、1階のショップは、床全面に正倉院宝物に使われ、県章の色でもあります蘇芳色を用い、壁や展示用什器には県産材をふんだんに使い、鮮やかで上質感ある雰囲気としております。カフェバーにも県産材を使用したカウンターや木製のハイチェアを設置するなど、奈良の魅力を生かせるよう工夫しております。

また、正面入り口付近に、高精細大型モニターを設置し、県内の伝統行・催事や文化財、自然景観等の動画を配信しております。

2階のレストランは、落ち着いたモノトーンの色調となっており、ここでもカウンターの天板や壁、あるいはテーブルや椅子にも県産材を使用するなど、県の優れた木材製品を体感していただける造りとなっております。

館内の各施設の特徴につきまして、1階のショップでは、奈良の魅力ある多様な商品を 販売し、首都圏で奈良の魅力を発信してまいります。また、併設するカフェバーでは、全 国的に有名になってきた奈良のかき氷や柿の葉ずし、歴史と伝統ある日本酒、それから近 年広がりを見せつつあるクラフトビールなどを提供し、気軽に奈良の食を体感していただ ける場として活用しております。ただし、これまでは東京都は緊急事態宣言中ということ もありまして、酒類の提供は中止をしておりました。

2階のレストランは、スペイン、バスク地方の言葉で「場所」を意味する「TOKi」 と名づけ、県内の生産者と連携し、季節の素材や奈良の風土と歴史を感じていただける料理を提供し、奈良の食の魅力を首都圏でPRしてまいります。 今後、この新たな奈良まほろば館を拠点として、奈良の観光、食と農産品、それから伝統工芸などの情報を一体的に発信し、奈良の認知度、ブランド力の向上を図り、首都圏からの誘客と県産品の販売、販路拡大を推進してまいりたいと考えております。

〇乾食と農の振興部長 続きまして、奈良県酪農・肉用牛近代化計画の策定について、説明させていただきます。

この計画は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、令和2年3月に国から 公表された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針に定める事項に沿って、奈 良県における酪農と肉用牛生産の方向性を検討し、策定するものです。

本計画の策定に際しまして、令和12年度を目標年度と定め、飼養頭数調査、農家へのアンケート調査、また、畜産関係団体への聞き取り、奈良県農政推進会議の畜産振興部会での検討やパブリックコメントを実施してきたところです。本日、本委員会で報告させていただいた後に、国への協議を経て、公表する運びとさせていただきたいと思っています。

奈良県の畜産の現状ですが、平成30年度の酪農及び肉用牛の産出額は45億円で、農業の全産出額407億円の11%を占めています。酪農等は、本県農業の基幹的分野になっています。

ただ、家族経営が中心でして、労働力の確保に限界がある中、高齢化、後継者不足等により、農家戸数が減少傾向となっています。一方、個別の農家を見ますと、各種の補助事業等を活用されまして、規模の拡大や生産体制の強化を図るような生産者も一定おられます。近年、特に高まっている疾病リスクに対応するためにも、環境への調和を配慮しつつ、近郊農業の強みを生かすことが重要と考えているところです。

実際の計画の概要は、基本方針を5項目定めることになっていますが、その基本方針は、 全7章で構成させていただいています。各項目の概略を、簡単に説明させていただきます。

まず、基本方針に定める事項の1項目め、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針につきましては、第1章において記載していますが、生産基盤の強化、需要に応じた生産・供給、畜産物生産の持続的な発展に向けた対応につきまして、労力の軽減や飼養・生産規模の拡大、ブランド力の向上、衛生的な飼養環境や畜産物の流通・安全性等を軸に記載しています。

2項目め、生乳・牛肉の需要、生産数量の目標、飼養頭数の目標に関する項目について は第Ⅱ章で記載していまして、酪農家、肉用牛農家を対象に実施した調査結果をベースに して、今後、開場を予定している畜産団地も考慮して、令和12年度の生乳生産量や目標 飼養頭数を定めています。

3項目め、近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指針につきましては、第Ⅲ章から 第V章に記載しています。第Ⅲ章では、酪農や肉用牛といった経営種類別に加えまして、 農家の経営規模、家族経営や法人経営といった経営方式別に経営指標を作成いたしました。 第Ⅳ章では、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関しまして、ICT機器をはじめとする 省力化機器の活用や施設の整備による経営状況の改善、規模拡大、そしてこれらを支える 地域連携の取組について記載しています。第V章では、飼料自給率の向上目的として、耕 畜連携による飼料生産基盤強化を行うことを記載しています。

4項目め、集乳及び乳業並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する指標については、 第VI章でまとめています。酪農に関しましては、生産された生乳を運搬する集乳車の大型 化や、各農場から生乳メーカーへの集乳経路の合理化、集約化について、また、肉用牛に 関しましては、奈良県食肉センターにおけるHACCP手法による安全安心な牛肉の流通 について記載しています。

最後、5項目め、その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項につきまして、 第VII章に記載していますが、みつえ高原牧場の一部を活用した畜産団地の整備により、乳 用牛及び肉用牛の増頭に取り組んでいくこととしています。

計画策定以降は、本計画に沿って、酪農と肉用牛の生産基盤の強化を、規模の拡大と質の向上の両面から取り組んでいくとともに、国における基本計画の見直しに合わせまして、本計画についても5年ごとに見直しを実施することとしております。

〇小泉委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言を願います。

○池田委員 数点にわたって質問させていただきたいと思います。

まず、「いまなら。キャンペーン」の再開についてですが、現在、担当課におきまして、 どのような準備をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○松浦ならの観光力向上課長 今年度の「いまなら。キャンペーン」につきましては、県内の新型コロナワクチン接種の進捗状況、感染者の動向、医療提供体制の状況に留意しながら、実施に当たり、安心な旅を楽しんでいただくため、キャンペーンに参画する宿泊施設は、奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度の認証取得を要件としたいと考えています。また、利用される県民の皆さんの中で、新型コロナワクチン接種済証、または新型コロナウイルスPCR検査の陰性証明等を有する方に対して、割引率に一定の差

を設けるなど優遇策も併せて検討しているところです。

利用開始時期につきましては、先ほども述べましたが、県内新型コロナワクチン接種の 進捗状況、感染者の動向、医療提供体制の状況を見て判断したいと考えております。

なお、参画する宿泊施設の認証取得には、一定の期間を要することから、希望者の新型 コロナワクチン2回接種の完了見込みの時期を見据えながら、利用開始に向けた準備を進 めてまいりたいと考えております。

〇池田委員 まず、実施に当たっては、今のご答弁でしたら、ホテルの感染防止対策の認 証を得たところに限定するということで、それ以外は対象にならないということですよね。 もし間違っていたら後でご指摘いただきたいと思います。

それと、もう一つは、新型コロナワクチンを2回接種された方の接種証明があれば、一定の割引率にその他一般の方と差を設けて優遇していきたいということですよね。開始時期については、もともとこの「いまなら。キャンペーン」の再開に当たっての一つの条件とされている新型コロナワクチン接種の状況や感染状況、あるいは医療提供体制の様子などを加味しながら、ということですが、先ほどおっしゃった2回の新型コロナワクチン接種がおおむね済むであろう時期ということになると、これはいつになるのか疑問に思います。というのは、9月30日に全国の緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置が全て解除されまして、奈良県には今までこういった緊急事態宣言等は出ておりませんが、一定の国民、あるいは県民の意識としては、我慢していた旅行に行ける、お出かけできる、というマインドになってくると思います。

加えて、GoToトラベル事業とは違い、この「いまなら。キャンペーン」というのは 奈良県内だけのものですので、そういう意味では、当初から知事がおっしゃったように、 安心な県内で、かつ密を避ける意味で、また新たな魅力も発見してもらおうという趣旨か らすると、もう少し早い時期に再開してもいいのではないかと率直に思います。

というのは、まさにこれから奈良が一番全国に、世界中に誇れる秋の観光のシーズンで、 紅葉等のすばらしい自然や風土、文化などを感じられる時期になってまいりますので、そ ういう意味では、この時期を逃してしまうと、また寒くなり、年末年始に旅行しようとい う感覚にならないのではないかと思うからです。

では、この新型コロナワクチン接種の2回目がおおむね済むであろう時期や、あるいは 感染状況を見ながら、再開するということを誰が最終的に判断するのか、要はゴーサイン を出すのかということです。例えば、こういった「いまなら。キャンペーン」の旅行であ るとか、府県をまたいでの往来、あるいはイベントも、もちろん条件をつけつつでしょうが、ある程度緩和していくという県の方針を、対策本部会議で総合的に決めて、各事業の担当部局がそれを受けて再開する、事業をスタートするという考えなのか。あるいは、ある程度それぞれの部局の責任において判断をしていくのか。要は、時期を逸すると、せっかくの事業の効果が上がってこないのではないかと心配しているのと、後になればなるほど年度末に差しかかり、年度をまたいでの実施はなかなか難しいと思うので、この事業の期限がだんだん迫ってきて、せっかく組んでいる予算が十分に消化できない、ひいては観光関連事業者に対して十分な支援が行き渡らないのではないかと心配しております。

いずれにしても、制度設計はある程度出来上がっているという先ほどの答弁を伺って、 具体的には固まりつつあるのだろうと思いますので、あとはもう時期、タイミングだろう と思います。今、奈良県内の感染状況、感染者数、新規の感染者数だけを見ても随分と減ってきていまして、医療機関への負担も随分と和らぎつつあるのだろうと思います。新型 コロナワクチン接種も進んでいるということで、いつの時期からどういう判断基準をもって、「いまなら。キャンペーン」を再開、スタートするのか。また、12月、1月に感染が増えた場合に、どのような条件や水準をもって、例えば中止、中断をするのか。そういうことも含めて、しっかりと考えておくことが大切ではないかと思っております。ぜひ制度設計に当たっては、その辺りに留意していただいて、私個人としては、できるだけ早く再開していただくことをお願いしておきたい。これは私個人の願いだけでなく、宿泊事業者、あるいは飲食、あるいは観光関連の施設、観光に関わる交通事業者もそうでしょうが、全ての方々の願いだろうと思いますので、よろしくお願いいたします。

2つ目に、奈良県内の経済、雇用の情勢について、お伺いしたいと思います。この新型 コロナウイルスがはやり出して1年9か月ほどになるわけですが、これだけ長期化してい ますので、県内でも少なからず影響を受けている業種、業態がたくさんあるのだろうと思 います。どういった業種、業態が影響を受けているのか、また、雇用情勢についてもお聞 かせいただきたいと思います。

○畑澤外国人・人材活用推進室長 本県の就業地別有効求人倍率につきましては、令和3年1月以降、増加傾向が続いており、奈良労働局が発表した直近の令和3年7月の数値ですと、1.35倍となっています。近畿2府4県の平均倍率は1.04倍となっており、本県は、近畿では1位となっています。また、全国平均は1.15倍でして、本県は25位となっています。

このように、本県の有効求人倍率は増加傾向にあるものの、奈良労働局によりますと、主な産業のうちで新規求人数がコロナ禍前の水準を下回っている業種としては、下落幅が大きい順で、「宿泊業、飲食サービス業」、次いで、「運輸業、郵便業」、そして「卸売業・小売業」が上げられております。また、コロナ禍による県内での解雇や雇い止めなどの状況につきまして、都道府県労働局の聞き取りやハローワークに寄せられた相談、報告を基に把握した数字として、厚生労働省が週ごとに発表している集計によりますと、令和3年9月17日現在で、奈良県では、雇用調整の可能性がある事業所数は、これは令和2年2月からですが、累積値で221事業所、解雇や雇い止め等の見込み労働者数は累積値で579人となっており、業種別では、多い順に、飲食業、製造業、小売業となっています。これを人口10万人当たりに換算いたしますと、55.7人となっており、全国で7番目に少ない状況で、近畿では最も少ない状況です。

これらのことから、本県では、全国に比べますと雇用への影響が比較的少ない状況であると考えますが、奈良労働局においては、一部に持ち直しの動きが見られるものの、引き続き厳しさが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要があるとされており、引き続き、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

○池田委員 奈良の経営者は非常に頑張っていただいていると思います。

コロナ禍におきまして、やはり先ほど上げられましたように、観光関連の業種、業態が 非常に厳しい状況にあることは間違いないのだろうと思います。

あわせて、お尋ねしますが、雇用調整助成金を活用して県内事業者が、何とか雇用を守ろうということで取組をされています。そこで、奈良県においては、雇用調整助成金の上乗せ支給を実施していただいております。その状況についてお聞かせいただきたいことと、それから、この雇用を維持していくためには、当分の間、県のこの上乗せ支援は続けていくべきだろうと考えていますが、今のところ、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○畑澤雇用政策課長 雇用面での支援として、県では、国の雇用調整助成金等への上乗せ補助を本年5月以降に実施しております。雇用調整助成金は、事業主が労働者に対して一時的に休業などを行って雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を国が助成するものとなっております。5月以降は、中小企業が解雇等を行わない場合の助成率が原則として10分の10から10分の9に引き下げられたところで、県としてはコロナ禍の中で頑

張る中小企業などの雇用維持を支援するために、10分の1の上乗せ補助を行って、元の 支給水準を確保しているところです。

上乗せ補助の支給実績ですが、9月24日現在で、事業所ベースで延べ955件、5, 644万3,000円となっています。今の状況がこのようになっています。

続きまして、今後の継続の見込み、どのように取り組むか、ということについてですが、これは国においてですけれども、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置ということで、これを11月末まで継続することと決定されたところです。県におきましても、雇用調整助成金の上乗せ補助について、11月分まで既定の予算を活用して継続実施することとしまして、9月10日の奈良県議会新型コロナウイルス感染症対策会議においてご説明させていただいたところです。

○池田委員 知事もいつもおっしゃっているように、まだまだ新型コロナウイルスとの闘いは続きます。我々としては、そのようなことがあってはならないと思いますが、願わずとも、第6波が来るだろうということです。ですから、繰り返しになりますが、先ほどの「いまなら。キャンペーン」についても時期、タイミングが非常に大事だろうと思いますし、また、それに応じて雇用をしっかりと維持していくことも大事で、県内事業者は、県の雇用調整助成金の上乗せ支援なども活用しながら、本当に頑張っていただいていると思うので、ぜひ県内の経済、あるいは雇用環境をしっかりと守っていけるように、支えていけるように、県当局としても引き続きあらゆる知恵を絞ってご努力いただくことをお願いしたいと思います。

○大国委員 私から2点、質問させていただきます。

1点は、今、池田委員も質問された「いまなら。キャンペーン」についてと、もう1点が今年度もやっていただいている運輸事業振興助成の補助制度についてです。

幸いといいますか、奈良県内の新型コロナウイルスの新規感染者数も減少傾向ということです。しかしながら、やはり油断はできないということで、もう既に第6波の話まで出ている状況です。新型コロナウイルスとの闘いの中で、この1年8か月に及ぶ期間、県民の皆さんや、あるいは当然、医療従事者の皆様をはじめ、多くの皆さんに本当に努力をしていただいて、今日があると考えております。

そういった中で、やはり一番影響を受けている観光の関連事業者の方々、あるいは飲食を含む業界の方々は、大変苦労されているということです。昨年11月に赤羽国土交通大臣が奈良に来られた際の国土交通省主催の関連事業者の方々との懇談会にオブザーバーで

参加させていただきましたが、その際にも、大臣に対してGoToキャンペーンの効果、 さらには、奈良県の荒井知事に対しての「いまなら。キャンペーン」への感謝に次ぐ感謝 のお声が非常に多かったということでして、知事もふだんはこのようなことを聞いたこと がないというほどの感謝をされたところです。

今年8月にも、交通事業者の方々との施策要望懇談会を実施した際に、「いまなら。キャンペーン」に対する期待が大変高いということでした。もちろん、感染対策が第一ですし、各交通機関等においても様々な手段を使って感染防止対策をしていらっしゃいます。ここまでしているのかというぐらいしていらっしゃいますが、悲しいかな、公共交通機関の利用率、利用者というものが減少しています。路線バスの便も減っていくという現実の中で、やはり「いまなら。キャンペーン」に期待されているということです。

先般、9月10日の第28回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、このキャンペーンについては、新型コロナワクチンの接種状況等を踏まえ、事業内容を今後検討するということでした。ほぼ11月末には県下、全ての市町村で希望される方々の2回目の接種を終えるという予定も明記されているところです。そろそろ始まるかと思っていまして、今日の午前中の本部会議の資料を見てみますと、少し詳細な中身が出てきております。先ほどご答弁がありましたとおり、目的、概要、あるいは参画の施設等も明記されているところです。

そこでお聞きしたいのは、この概要の中で、奈良県民の県内観光の割引ということで、新型コロナワクチン接種済証というのは大体予想できるのですが、新型コロナウイルスPCR検査の陰性証明等をどのように取っていただくのか。また、そうなると当然検査していただかなくてはならないが、この検査費用というのは全て実費なのかということも含めて、この辺のところは検討されているのかどうかいうことです。また、先ほども申し上げましたように、この「いまなら。キャンペーン」によって、やはりできるだけ公共交通機関を使ってほしいことを、私は強く思っております。こういうときだからこそ、こういうバスやタクシー、電車も含めて、公共交通機関もご利用の上でということについて、何かお考えがあるのかどうかということをまずお聞きをしたいと思います。

〇松浦ならの観光力向上課長 新型コロナウイルス P C R 検査の陰性証明書等につきましては、現在検討を進めているところです。

また、キャンペーンでは、旅行事業者の方々に交通事業者、宿泊事業者の方々と連携して、県内宿泊施設を利用した宿泊プランや日帰り周遊プランなど、県内のよさを新発見、

再発見できる魅力あるプランを企画していただけるよう、積極的に働きかけてまいりたい と思っております。

○大国委員 まだ検討中ということでありますが、新型コロナワクチンを打ちたくても打てない方もいらっしゃいます。いろいろな条件があるなか、一律に新型コロナワクチン接種済証といってもなかなか難しい部分もありますし、受けられない方がわざわざ自費で検査を受けて、新型コロナウイルス検査済証、いわゆる陰性証明をお持ちになって、どのくらい先の旅行になるのか分かりませんが、そのときの陰性証明というのは本当に有効なのかと、こういった話もありますので、やはり感染防止対策もしっかりと取り入れていただいて進めていただきますよう、お願いしたいと思います。

次に、先ほども申し上げましたように、今年も続けていただいております運輸事業振興 助成補助についての質問です。この事業についての今までの県としての取組の効果等をま ずお聞かせいただけたらと思います。

〇大西産業振興総合センター所長 運輸振興助成交付金については、昭和51年度の税制 改正で軽油引取税の税率の引上げに伴いまして、影響を受けられます営業トラック、バス といった輸送業界の輸送コストの上昇の抑制や輸送力の確保を図るために創設された制度 です。

現在、運輸事業の振興助成に関する法律に基づき、この事業を運用していまして、本県におきましても運輸事業を営んでいただいている奈良県トラック協会、奈良県バス協会に対して交付させていただき、特に国民生活の利便性の向上や地球温暖化防止対策の推進などに寄与するような様々な事業に取り組んでいただいております。

具体的に主な取組としては、輸送の安全確保の取組では、例えば、ドライバーの講習会の受講、運転適性診断、睡眠時無呼吸症候群検査などといった健康診断の受診助成や、車両の安全装置の導入助成といった取組。サービスの改善、向上の取組についても大型免許や牽引免許など特殊免許の取得に係る助成といった人材養成ですとか、その他環境保全の取組につきましても、エコタイヤやドライブレコーダー、エコドライブ管理システムの導入など、業界を挙げて取り組んでいただいているところです。

また、特に本県におきましては、両協会とも連携して、例えば、新入学児童や高齢者、 自転車運転者といういわゆる交通弱者の方の交通事故防止のための反射キーホルダーや啓 発リーフレットを配布していただいたり、ドライバーに対する安全運転などの街頭啓発な ど、また、バス車内広告での環境保全の啓発、それと県の魅力や県のPRを広く発信いた だくラッピングトラックの運行など、非常にきめ細かい事業にも取り組んでいただいており、県としても、これらの取組により、地域の交通安全等に大いに貢献していただいていると考えております。

今後もこの運輸事業の担い手として、引き続きこれらの取組で地域社会にご貢献いただ きたいと期待しております。

○大国委員 様々な事業を県バス協会の方々、あるいは県トラック協会の方々がふだん私たちも知らない分野まで取り組んでいただいているということであります。特に、地域の交通安全の啓発活動グッズを作るなど、なかなか行政の手が届かないところに、いろいろな活動をしていただいているということであります。非常にこの事業は重要だと思いますので、引き続き充実したものとなりますようにお願いします。

〇太田委員 私からも数点質問させていただきます。

最初に、代表質問でも取り上げさせていただいた平群町のメガソーラーの問題について お聞きをしたいと思います。

今回、このメガソーラーにつきましては、先日、私も同席させていただきましたが、地元の方々が6,690人の署名を集めて、松田森と人の共生推進課長に提出されたという経過がございます。これは、町の人口の約3割、メガソーラーの下流域では世帯の8割を超える数でして、地元の方々にとって建設に当たっての災害の不安が広がっているが、その不安の大きさに私も驚いたところです。その署名の項目は、第一に、安全偽装を行う事業所への開発許可を取り消してください。次に、森林皆伐による土砂災害を発生させないための防止対策を事業者に指示してください。3つ目に、工事停止理由を住民に説明するため、事業者説明会の開催を指示してください。4つ目に、自然破壊を許さないメガソーラー規制条例を早期に制定してくださいという4点です。本会議などでもご答弁いただいているところもありますが、改めまして、この署名について県の受け止めをお聞かせいただきたいと思います。

○松田森と人の共生推進課長 太田委員お述べのとおり、8月27日に平群町のメガソーラー林地開発許可取消しを求める署名が提出されております。署名には、許可の取消し、 土砂災害の防止対策、それから事業者による住民説明会の開催、メガソーラー規制条例の 4項目の要望が記載されていたことを承知しております。

林地開発等の行政処分につきましては、法令等に定められた基準等に基づき行う事務で して、住民の方の要望等を根拠にすることはできないものと認識しております。ただし、 今回の要望にある事業者による住民説明会の開催につきましては、県の林地開発制度の手 引に基づきまして、事業者に対して、実施するよう文書で指導しているところです。

〇太田委員 この署名が本当に多くの住民の方々が賛同されて提出をされているということですので、非常に重い中身だと私は認識をしております。

それに先立ちまして、6月定例会の本会議の一般質問でこの問題を取り上げさせていただいたときに、塩見水循環・森林・景観環境部長からの答弁では、開発業者側が提出した申請書の数値の誤りが違法に当たるということで調査されているということを言及されています。法令基準に適合するまでは工事の再開は認めないということで今、工事がストップしているわけですが、この申請書の数値の誤りが違法に当たるかどうかの調査については、現状、どうなっているのか。今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。 〇松田森と人の共生推進課長 数値の誤りがありましたのは、開発区域の下流域の水路の勾配が誤りだったということで、現状、申請業者により、その数値の計測、確認をしてい

〇太田委員 計測はしていただいて、それは進めていただきたいのですが、違法に当たるのか、偽装なのかどうか、この点も大きなポイントになっていると思います。その点の調査はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

る状況です。

〇松田森と人の共生推進課長 数値が偽装であるかどうというのは証明するのが難しいと 思っているのが現状です。ただ、まだ数値が出てきてない段階ですので、出てきた数値に つきまして、現地調査も含め、厳格に審査していきたいと考えているところです。

○太田委員 それでは、確認させていただきたいのですが、林地開発の許可制度の手引に 罰則処分という項目がございまして、偽り、その他不正な手段により許可を受けて開発行 為を行った場合、知事は開発行為の中止や復旧を命ずることができるという監督処分の一 文がありますが、これに照らしますと、当然、住民の方々の思いはありますけれども、林 地開発許可制度の手引に照らしてもこの開発業者への取消しは選択肢としてはあり得ると 捉えてよろしいでしょうか。

〇松田森と人の共生推進課長 太田委員お述べのとおり、許可を取り消すことができるという規定です。その中身について、今後、検討はしていきたいと考えております。

〇太田委員 開発許可の取消しも選択肢としてあり得るということで確認させていただきました。

次に、住民説明の点についてですが、この点も皆さん、署名の中で項目を上げておっし

やっていて、私も以前、本会議で取り上げさせていただきましたが、4月13日に平群町 長名で、県に下流域の周辺住民等への説明会などを開催して、周辺住民の理解を得るよう、 事業者へ指導をお願いしますという意見が出ているということですが、今は、例えば、自 治会長など限られた方々への説明にとどまっているのではないかと思います。住民の皆さ んへの説明は現状どうなっているのか、その点について、もう少し詳しく教えていただき たいと思います。

〇松田森と人の共生推進課長 事業者に対しまして、地元への説明を行い、地元の理解を得るように、8月25日付の文書で通知しているところです。

事業者からは、近隣地区の櫟原、椣原、緑が丘、椿台、西向、フローラル西向、若葉台、 梨本の8つの地区を対象とした説明会を平群町内のくまがしホールで10月3日、7日、 14日の3回、開催するという予定で、現在、準備を進めていると聞いているところです。 今後とも、引き続き事業者に対しまして、地元の理解を得るための取組について指導し てまいります。

〇太田委員 10月に説明会が開かれるということですので、必ずそれが確かなものとなりますように、お願いしたいと思います。

最後にもう1点、もう既に皆伐されているような状態になっていますが、私は本会議の中で、今回の工事の進め方についても問題があったのではないかと指摘しました。工事の進め方としては、例えば、エリアごとに区切って皆伐し、調整池を造るという工程をエリアごとに進めていく方法が当然考えられると思うのですが、なぜその方法が取られなかったのか。地元からも疑問がありますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。 〇松田森と人の共生推進課長 森林法に定める林地開発の法手続では、法に基づいて提出される申請書について、法令等に定められた事項及び基準に基づき審査を行い、適正であれば許可、そうでなければ不許可の行政処分を行うことになります。森林法では、開発行為を土石または樹の根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、開発面積1へクタールを超えるなどを政令で定める規模を超えるものと整理しております。県は、この開発行為について、事業者に開発中及び開発後の洪水調整を求めているものです。

平群町櫟原の太陽光発電の林地開発では、申請は土地を改変する前に伐採した樹木を集積、搬出し、沈砂池や調整池等の防災施設を設置する計画となっていました。この一連の工程で許可をしたものでございます。

なお、土地の改変を伴わない森林の皆伐であれば、森林法では、植林や樹木の自然更新

により、森林に戻すことが義務づけられておりますが、防災調整池等の防災施設の設置は 義務づけられておりません。

○太田委員 それでは、事業者が許可申請に添付した防災計画書があると思いますが、そこでは、立木を伐採することによって豪雨が直接地面に落下し、地表面を流れて、山腹斜面が不安定になることが想定されるため、地崩れ、土砂流出に配慮すると業者が書いていると思いますが、その配慮が実際に行われていたのかどうかについて、県はどのように認識されていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇松田森と人の共生推進課長 業者が提出した事業計画では、樹木を伐採した後、速やか に沈砂池や調整池等の防災施設を設置するという計画になっていると認識しております。

〇太田委員 この防災計画の中では、事業者が配慮するということは書いていますが、地元の方からは、それがなされていなかったのではないかという意見があります。

事業者は、防災計画図などで沈砂池が8か所ありますが、設置は2か所だけで、その2 か所も土砂が満杯で、放置されていたのではないかと、このようにご意見なさっています が、その点はいかがでしょうか。

○松田森と人の共生推進課長 伐採後、速やかに実施する防災工事として、太田委員がおっしゃったとおり、沈砂池8か所を計画していましたが、数値の誤りにより県が工事をストップした時点でできていたのが沈砂池2か所というのが現状です。

沈砂池につきましては、7月21日に土砂をしゅんせつするように県から指示しております。

〇太田委員 ストップしたその時点でもう既にその2か所も土砂が満杯だったということ が言われております。

また、事業者は、落水の影響度について、事前に降雨時に、どれだけ汚れているかということを測定しておき、この施工中もその監視を、工事請負業者にて実施するとしていますが、その点が実施されていたのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

〇松田森と人の共生推進課長 事業者は、工事施工中の防災措置の一つとして、落水の測定を行うこととしていることを確認しております。実施状況につきましては、工事日報等に記載されていることを確認しております。

〇太田委員 その内容については、また資料請求したら提出いただけるのか。これは委員 長に確認する方がいいですか。直接請求してもよろしいですか。

〇小泉委員長 直接してください。

〇太田委員 ぜひその内容についても出していただきたいと思います。

最後に、昨日の本会議で、阪口議員からも質問がございました、メガソーラーのガイドラインですが、知事から、今年度中に策定すると答弁があったと思います。山添村の件はこれが適用されると思うのですが、今回の平群町については、このガイドラインは、どういう形で反映されるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○大東環境政策課長 ガイドラインについて、どの辺まで適用されるかということですが、 以前の経済労働委員会でも答弁いたしましたが、この事業の行為に当たって、いろいろと 書類などの提出を求めます。それについては、遡及して適用することで、既に認可した事 業者に対して社会的安定性を欠くというようなこともございますので、遡及して適用する ことは考えておりません。

〇太田委員 それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

奈良県豊かな食と農の振興計画が今年4月に策定されました。これは昨年3月に制定された奈良県豊かな食と農の振興に関する条例に基づいて策定されましたが、計画を読んだ農家の方々からいろいろご意見をお聞きしたので、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

まず、この計画全体を通して、食を生産する農家や農村を現実に起きている担い手不足 や課題に向き合って解決するという観点は、どのような形でこの計画に反映されているの かについてお聞かせいただきたいと思います。

〇原食と農の振興部次長(豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱)

計画の中では、基本方向の一つとしまして、生産振興という項を設けておりますが、その中で、担い手について記しております。1つは、なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)のアグリマネジメント学科を設け、そこでしっかりとした農業の人材を育成するということが一つです。また、学校ではなく、新規就農を目指す人材を対象として、各種研修会を実施する、制度融資を行う、また相談対応等を行っていくことで、生産者の育成に力を入れるということを記しております。

さらに、各農林振興事務所に普及指導員を配置しております。日頃からそういった担い 手に対して、地域の実情に応じた生産技術や、技術的な支援を行うということを行ってお ります。その辺も引き続き行うということで、明記しているところです。

○太田委員 次に、2点目、あくまでも県の主人公であり、県内で生産される農畜産物の 最大の消費を担っている県民を主役にした観点も必要ではないかという意見がございます が、その点についてはいかがでしょうか。

〇原食と農の振興部次長(豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱)

消費者である県民を主役にした視点ということですが、まず、条例におきまして、県民の役割を記しております。「県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、品質の優れた農畜水産物等の理解を深め、その消費をすること等により、健康的で豊かな食生活の実践に努めるものとする」というように消費者の役割を規定させていただいております。政策的には、基本計画の中に、戦略的な販売の推進という項を設けておりまして、そこで、県産農畜産物の県内流通は重要な販売チャネルであると位置づけておりまして、そこで、県産農畜産物の県内流通は重要な販売チャネルであると位置づけておりまして、販路の拡大を推進していくとしております。

こうした県産農産物の県内販路の拡大が、県内消費者の需要にも寄与すると捉えて、そ ういった記載をしているところです。

〇太田委員 3点目、農業が持つ治水機能や役割、また環境保全に果たす役割をしっかり と評価して、そこから農林業や農村景観、文化の保存など、こういう方針を示す必要があ るのではないかと、こういう意見がありますが、いかがですか。

〇原食と農の振興部次長(豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱)

農業が持つ治水機能や景観保全の役割といったことになろうかと思いますが、そうした 多面的な機能につきまして、農地や農業用施設が果たす機能というのは非常に重要だと考 えております。

そこで、これも生産振興の項目の中で、多面的機能支払制度、また、中山間地域等直接 支払制度等に基づく農地や農業用施設等の保全管理に関する活動に対して支援し、寄与し ていくとしております。

〇太田委員 今回、この豊かな食と農の振興計画ということで、3点質問させていただきましたが、皆さんが思っていらっしゃるのは、観光客や販売戦略の視点といったところは充実しているけれども、食の生産を担っている農家あるいは農村が抱えている苦境を本当に打開して、真に活力ある農業や農村を再生していく展望をぜひ充実させてほしい、示してほしいという意見があったので、ぜひ伝えておきたいと思います。

それと同時に、先ほど治水機能という点では、私も何度も本会議の中で水害の問題について取上げていますが、水田、また畑などがどんどん遊休地になって、そこが、例えばガレージになったり家が建ったりする中で、遊水機能が失われていくということについては、

非常に危機感を持っているところです。その点では、県土マネジメント部も取り組んでいるところかと思いますが、ぜひ農業の分野と連携しながら、部局横断していただいて、水田や畑などの農業地帯の景観をどう守っていくかということについても、ぜひ議論していただきたいと求めておきます。

最後ですが、このコロナ禍で、いろいろな業種の方々にお話を聞いてまいりまして、特 に印象に残っているお話をさせていただきます。

県内で大体20人以上の従業員を抱えていらっしゃる大手のクリーニング店ですが、これまで飲食店や事業所の白衣や作業着、ホテルの寝具などを扱っていたけれども、コロナ禍の影響で仕事が激減し、従業員の皆さんにはお昼までで帰ってもらったり、遅くても午後3時までなど、今まで考えられなかったような時間で切り上げて帰ってもらわなければならないと。勤務時間が減ると、給料も減るということで、この間、4、5人の方がお仕事を辞めていったというお話も聞かせていただきました。新しい人に仕事を覚えてもらいやすくするために、クリーニングの機械も買い換えないといけないといったことや、エアコンや空気清浄機などの費用もかさんで、借金でやりくりをしている。奈良県の無利子の融資は本当にありがたかったというようなお話も聞かせていただきました。

また、整骨院は、主に学生のクラブ活動のけがや故障の治療を行ってきたというところで聞いたのですが、部活がなくなったり、スポーツの大会がなくなって、本当に治療に来られる学生の方が激減したということで、高齢患者も当然おられますが、感染することを心配し、自粛で外出を控えて、治療にも来られない。コロナ禍以前は先生を頼って神戸からわざわざ来られた方々なども、遠方から県をまたいだ移動を控えるようになり、そういう患者も来られなくなったということです。本当に家賃も高くて、いつまで続けることができるか分からないという不安を持っていらっしゃいました。

それから、居酒屋はよくお話に出てくるかと思いますが、本当に全くお客さんが来ないと。奈良県は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出されていませんが、来ても1日1組か2組で来られてもやはりウーロン茶しか飲まない。アルコールが出なければ売上げも上がらないということで、悲鳴を上げておられまして、このまま新型コロナウイルス感染症が収束しても、家でお酒を飲む習慣が身についてしまって、お客さんが戻ってこないのではないかというような心配がございまして、ここもやはり家賃と人件費で毎月赤字が続いて、これ以上借入れもできない、いつまで営業も続けられるか分からないという状況で、もし辞めて転職してもこの借金を返せないため、本当に厳しい状況に置かれているという

お話を聞かせていただきました。

先ほども雇用調整助成金のお話があり、県の制度融資も後で質問があるかもしれないですが、その点はさらに充実していただきたいと思います。先日の経済労働委員会で取り上げた大和高田市の地域振興券などの県内いろいろなところで取り組まれている事業が、結果的にどう効果を発揮し、あるいは、発揮しなかったのか、この調査を県でしていただいているかと思いますが、この結果もぜひ教えていただきたいと思います。例えば、飲食店はよく状況が共有されていまして、そこに対する手当ても考えていただくことができると思うのですが、美容院などでは、この地域振興券はほとんど活用されなかったとか、先ほどのクリーニング店や整骨院のお話など、特徴的な業種別にどういう状況に置かれているのかということ、全ての業種を調べることはなかなか困難かと思うのですが、そういう業種別に県として調べることができないかと思いまして、これは通告してないのですが、もしお考えがあれば、お答えいただきたいと思います。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 コロナ禍におきまして様々な業種でいろいろな影響が 出ている状況であり、今ご紹介いただいたのもその一例かと思います。

県で様々な支援機関、例えば商工会議所や商工会、あるいは中小企業団体中央会等とふだんから、あるいは金融機関も含めていろいろな連絡や情報交換をしており、その中で、どのような業種にどのような影響が出ているのかについても把握に努めているところです。個々の整骨院や美容院の状況までの細かなところまでは調査が行き届いているわけではないですが、大きく製造業、サービス業、交通や建設業という単位でいろいろと状況を見させていただいている状況です。

どこまで細かくできるのか、あるいはすべきか、ということもあるかもしれませんが、 なるべくそういう情報収集に努めて、しっかりと分析して、今後につなげていきたいと考 えているところです。

〇太田委員 どういう形で調査していただくか。また、コロナ禍ですので大変な部分もあるかと思いますが、そういう調査が進んできましたら、報告などもぜひしていただきたいと思います。

〇小泉委員長 審査の途中でございますけれども、しばらく休憩します。

14:13 休憩

14:27 再開

〇小泉委員長 会議を再開いたします。

それでは、ご発言をお願いします。

〇和田委員 3つあります。1つは、コロナ禍の中小企業を取り巻く現状について説明していただきたいということ、それから、2つ目は、外国人労働者の対策について、3つ目は、エネルギー対策について聞きたいと思います。

それで、1つ目の中小企業を取り巻く現状についてですが、昨年2月から今年8月まで 倒産は何件あったか、それから、業種別に分類して説明してもらうことをお願いします。 それから、経済労働委員会で管轄する県の支援制度は何種類あって、申請と実績を説明し てもらいたい。もう一点、9月30日に全国的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の 解除をします。それに伴って、奈良県も緊急対処措置を解除します。奈良県として緩和の 方向について示してほしいと思います。

○森本産業・観光・雇用振興部次長(企画管理室長事務取扱) ただいま和田委員からご質問のございましたコロナ禍での中小企業を取り巻く現状について、倒産の現状や県の支援策について、複数の課にまたがっておりますことと、予算の内容もございますので、私からまとめてお答えさせていただきたいと思います。

まず、倒産の関係ですが、民間の信用調査会社が発表している新型コロナウイルス関連での県内企業倒産件数は、昨年2月から今年8月現在で、小売業が2件、製造業及び建設業が各1件、その他サービス業等で10件の合計14件となっています。

それから、県の支援制度についてです。これは現在も県民の皆様にご利用いただける制度につきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、制度融資につきまして、昨年度、全国に先駆けて開始した無利子無保証料の県単独資金など、新型コロナウイルス感染症対応に関連する資金の融資を実行してきたところです。昨年度は約1万9,000件、約3,600億円の融資を実行いたしました。今年度におきましても、昨年度から実施している国補正予算を活用した全国一斉資金の融資実行期限を令和3年1月末から5月末まで延長することにより、今年度の同資金の融資枠を500億円確保いたしました。融資実行件数は約700件、融資実行額は約90億円となっています。

さらに、中小企業者が金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む 融資枠が1,000億円の新型コロナウイルス感染症対応資金(伴走支援型)を創設いた しまして、中小企業、小規模事業者の資金繰りを強力に支援しているところです。こちら の融資実行件数は、9月24日現在、約100件、支給実行額は約12億円となっている ところです。

続きまして、雇用面の取組です。先ほど池田委員のご質問に対しまして、雇用政策課からお答えしたところですが、国の雇用調整助成金の上乗せ補助を今年5月以降、行っています。制度の詳細につきましては、先ほど畑澤雇用政策課長がお答えしておりますので、割愛させていただきますが、国が10分の10から10分の9に助成率を引き下げたことに対しまして、県としては、コロナ禍の中、頑張る中小企業の雇用維持を支援するため、10分の1の上乗せ補助を行って、元の支給水準を確保しているところです。その支給実績につきましては、9月24日現在の事業所ベースで約955件、5,644万2,000円となっています。

最後に、観光面での取組については、宿泊施設の支援についてご説明したいと思います。 県では、適切な感染防止対策を講じる宿泊施設に対し、認証制度を導入しています。実際 の宿泊施設の取得の状況ですが、9月27日現在、対象施設644施設のうち212施設、 約32.9%ですが、申請がございまして、175施設の認証を終えているところです。 あわせまして、この認証取得に取り組む施設に対し、感染防止に係る経費及びワーケーションスペースの設置など前向きな投資に要する経費の4分の3を上限として補助する制度 を導入していまして、これは9月27日現在、75施設から申請を受け付けている状況です。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 コロナ禍の関係の2つ目のご質問についてお答え申し上げます。

本日朝10時から、第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催させていただきました。その中では、9・29対処方針について決定させていただいたところです。なお、県議会議員には、本日の常任委員会終了後に知事からご説明申し上げる手はずとなっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それで、9・29対処方針の考え方として、4月27日から実施していた奈良県の緊急対処措置を9月30日で一旦終了し、新たな対処方針に基づく措置を実行するとしており、長期戦を想定しながら、第6波に備えた対処が必要なことから、これからの対処方針では、新型コロナウイルス感染症のリスクをできるだけ下げ、県民の命を守ることを最重点の目標とし、社会・経済活動と日常生活の維持の両立を図るとしています。

和田委員からのご質問の観点で申し上げますと、具体的には、例えば引き続きマスクを 正しくつけるなど、正しい感染防止対策を継続することや、飲食店あるいは宿泊施設の認 証制度をさらに推進することなどを本日確認したところです。

なお、ニュースなどで話題に出ている飲食店に対する時短の要請についてですが、本県では、現在は飲食店に対する時短要請などは行っておりませんので、10月1日以降もそれに変更はございません。

〇和田委員 宿泊施設の申請について、実績は聞きましたが、そのほかのことでも説明を 求めたいと思うのです。この宿泊施設の実績175件に対して、施設が644件ある。そ の違い、この開きは何でしょうか。

それから、2つ目の9月30日からの解除の話で、イベントとか観光業とか、それはど のようになるか、説明してほしいと思います。

O松浦ならの観光力向上課長 宿泊施設の認証制度の取得状況です。9月27日現在、対象施設が644施設ございまして、そのうち212施設から申請を現在いただいております。そのうち175件につきましては、現地の確認等を終えて、認証させていただいたところです。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 イベントの件ですが、9・29対処方針におきましては、イベントの制限について、地域の状況から、市町村が取組を実施する場合には当該地域における県イベントの制限を検討するということで、市町村の取組状況に合わせまして、県のイベントの制限についても検討するということになっています。

ちなみに、国の基本的対処方針によりますと、収容人数1万人超の場合は50%、1万人以下の場合は2分の1の5,000人といった基準が示されているところです。

〇和田委員 県の支援制度について、実績を上げてもらいたいと思います。これを強く要求しておきます。

それから、イベントや観光業のことで、「いまなら。キャンペーン」やGoToキャンペーンも含めたイベントもしかり、これからということになります。そういう意味では、 緩和のスケジュールを適切に立ててほしいと思います。よろしくお願いします。

それから、経済労働委員会の質問の下準備でいろいろお話しした中で、中小企業のコロナ禍における影響や県の支援制度の成果などを聞きましたが、はっきりと分からないという状況です。それで、具体的なデータを把握してほしいし、コロナの経済回復ということで、総括をしっかりとやる必要があるのではないかと思います。各部署で調査して総括し、今後の対策に生かしてほしいと思います。要望です。

それから、2つ目の外国人労働者の対策ですが、アフターコロナに備えて、働きやすい

奈良県の環境をつくっていく必要があると思います。そういう点で、現在、雇用している 県内の企業、団体はどれだけあるのか、それから、先日、国で調査した外国人労働者の働いている企業のうち、何件の違反があったのか、それを示してほしいと思います。それか ら、働き方改革への影響について説明をしてほしいと思います。

○畑澤外国人・人材活用推進室長 県内の外国人労働者の対策について、まず、1つ目の 県内の外国人労働者を雇用する企業、団体等についてですが、奈良労働局が取りまとめま した外国人雇用状況の届出状況によるデータでは、令和2年10月末で外国人を雇用して いる県内の事業所数は、1,248事業所となっています。

続きまして、国の調査における違反企業数については、厚生労働省の発表によりますと、全国の労働局や労働基準監督署が令和2年に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監査指導の結果でございますが、監査指導を実施した8,124事業場のうちで、70.8%に当たる5,752事業場において、労働基準関係の法令違反が認められまして、そのうちで重大、悪質な労働基準関係の法令違反によって送検されましたのは、32件となっていました。こちら、国全体の状況について公表されておりまして、都道府県別の状況については公表されていません。

主な違反事項ですが、使用する機械等の安全基準に関する違反が24.3%、労使で決めた上限を超えて違法に時間外労働をさせるなど労働時間に関する違反が15.7%、また、割増し賃金の支払いに関する違反が15.5%などとなっておりました。

こういったことから、これらの違反が生じている事業所においては働き方改革がなかな か浸透していない状況となっていると思われるところです。

続きまして、業種別に見てみますと、違反のあった業種別の事業所の割合ですが、建設業が79.1%と最も高い状況でして、次いで農業、食料品製造業の順に多くなっていました。

- **〇和田委員** アフターコロナに備えて奈良県の労働環境をつくっていく必要があると思いますが、奈良県は本当に働きやすいところであるということを広める必要があると思います。県として、違反企業をどのように指導していくのか、教えてほしいと思います。
- ○畑澤外国人・人材活用推進室長 労働関係法令の違反の監督指導の権限につきましては、 国の管轄ですが、県におきましても今年の7月に実施した外国人を雇用する県内事業所を 対象としたセミナーで奈良労働局の担当官に講演いただいて、外国人労働者の雇用に当た って適用される労働関係法令などが記載された「外国人雇用Q&A」を配布するなど、外

国人の適正な雇用について周知、啓発に努めています。今年度は、来年の1月に同様のセミナーを開催する予定でございます。

また、県では、労働に関する基礎知識や法令改正などを分かりやすく解説した「なら労働時報」を年に3回発行しており、県内の事業所等へ配布、周知をしております。外国人の適正な雇用管理につきましても適宜掲載をしまして、啓発に取り組んでまいります。

- **〇和田委員** それで、しっかりとやってほしいと思いますが、外国人労働者の支援センターは何か所ありますか。
- ○畑澤外国人・人材活用推進室長 国際課の所管ですが、県の外国人支援センターが県内に1か所ございます。
- 〇和田委員 国際課から実績は聞きましたか。
- ○畑澤外国人・人材活用推進室長 外国人支援センターの全体の実績については、私の部署では把握できていませんが、外国人支援センターで外国人の相談窓口を一元的に設けていまして、そこでは、日常生活全般にわたる相談に対応しています。言語としては、日本語、英語、中国語、ポルトガル語の4言語に自動翻訳機による7言語を加えた11言語で対応する体制を取っていると聞いていまして、この中で雇用、労働に関する相談等につきましても聞いた上で、関係機関につないでいただいていると聞いています。今時点で把握している状況としては、以上です。
- **〇和田委員** 私が気になるのは労働法違反や事故です。その対策を打つために、外国人支援センターも1か所では少ないと思うのですが、労働法や働きやすい職場づくりについて、県としてどのように具体的にやっていこうとしているのか。それを聞かせてください。
- ○畑澤雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 外国人の方が働きやすく、また労働法等についても疑問点や分かりにくい点を聞くことができるような相談体制が必要になってくると思いますが、この点に関しましては、国が、外国人労働者の方に対して平日夜間や土日、祝日にも相談が可能な労働条件相談ホットラインを開設しており、フリーダイヤルで14言語の相談に対応されています。

また、特に外国人技能実習生に対しては、国の認可法人である外国人技能実習機構が、 こちらもフリーダイヤルやメールによる母国語相談を行っており、近畿地方を管轄する機 構の大阪地方事務所においては、通訳人を同席の上で相談対応を実施されています。

先ほど申し上げましたように、県の外国人支援センターにおきましても、この生活相談 支援の総合相談窓口で労働に関する相談も受け付けていただいており、関係機関につない でいただいていますが、当室におきましても、外国人労働者の労働法や職場に関する相談 につきましては、労働局や関係機関と連携、協力をしながら取り組むなど、外国人労働者 の方が安心して働いて能力を十分に発揮することができるように取り組んでいるところで す。

〇和田委員 頑張ってください。

県内の外国人労働者は約6,000人いると聞いております。これは去年の10月時点ですが、内訳は北部が3,300人、それから、中南部が2,776人と出ております。そういう意味では、これはもっと増えるのではないかと思います。そうすると、外国人支援センターは1か所だけではなくて、労働雇用政策下できちんと手を打たなければいけないと思います。そういうことを要求しておきます。

それから、エネルギー対策について聞きます。1番目として、南海トラフ地震や大災害が起こった場合に、たちまち電気に困ります。そういう意味では、大手電力会社とは別に、地域分散型のエネルギーを確保するように迫られていますが、脱炭素社会に向けて、国、社会が動いている中で、県としてどのように方針を立てるか、これを聞きたいと思います。
〇大東環境政策課長 地域分散型エネルギーの確保について、県では、平成31年3月に策定した第3次奈良県エネルギービジョンにおいて、緊急時等にも強く、地域のエネルギー資源を使ったエネルギーの賢い利活用を基本方針としまして、家庭、事業所の自立分散型エネルギーの導入促進を取組の一つに掲げて推進しているところです。具体的には、家庭向けに停電時でも電気の供給が可能なエネファームや蓄電池設備への補助、また事業所向けには停電時でも自立運転が可能なコージェネレーションシステムの導入に対し補助を行っているところです。

現在のエネルギービジョンは今年度末までとなっております。このことから、現在、その改定作業を進めているところですが、次期エネルギービジョンにおいても家庭、事業所の自立分散型エネルギーの導入促進を継続して進めていく考えです。

- **〇和田委員** 県の施設では、どこを脱炭素社会に向けて整備しますか。
- ○大東環境政策課長 現在定めている奈良県庁ストップ温暖化実行計画におきまして、公 共施設の計画等に当たりましては、環境配慮として建築物の基本構想段階で規模、用途に 応じて太陽光発電、それから太陽熱等の自然エネルギーや省エネ型の照明設備の設置導入 を検討するとしております。その中で、現在、県の施設で、これは太陽光発電に限定しま すが、設置されているのは、橿原、郡山の両総合庁舎と農業研究開発センター、それから、

産業振興総合センターということを確認しております。

〇和田委員 第4次計画の内容を注視しております。

それから、メガソーラーのことで質問したいと思います。平群町も山添村も人口の半数以上の署名がありました。安全安心の同意を得なければ、好ましくないと思います。県としてどのような考えなのか、山添村を例に出して説明してほしいと思いますが、事前協議が既に終わったことを踏まえて答弁してください。

〇大東環境政策課長 山添村に特化するわけではございませんが、メガソーラーに係る指導、ガイドラインの策定ということについて答弁させていただきます。

太陽光発電事業につきましては、いわゆるFIT法に基づきまして、経済産業大臣が認定しておられます。また、設備設置による土地等の改変が行われる場合は、その行為について、県、市町村が個別法や条例に基づき許可等を行い、違法行為があれば、それぞれの個別法、条例を所管する部署が指導を行っているところです。

和田委員がおっしゃいますように、近年、メガソーラー設置に係っては、地域住民とのトラブルが見受けられます。県としましては、本年度中にメガソーラー設置に関するガイドラインを策定する準備を進めているところです。このガイドラインでは、災害防止や良好な自然環境、生活環境等の保全の観点から、事業者による土地の選定や事業計画策定に当たって考慮が必要な区域を示す予定です。あわせまして、事業者による事業計画や住民説明の計画などの事前提出を求め、必要に応じて指導した上で、その実施状況を確認するというようなことが主な内容となると考えております。

〇和田委員 委員長に要望ですが、ガイドラインは条例と同様という説明を知事がしています。そういう意味では、ガイドラインをいつ頃出すのか分かりませんが、12月定例会に出てきたら、当然、検討すると思います。そういう意味で、経済労働委員会として、ガイドラインをしっかりとつくっていただくように求めることをお願いします。

このように求めましたので、環境政策課としてしっかりとつくってください。よろしくお願いします。

〇小泉委員長 分かりました。

知事の昨日の答弁では、ガイドラインは年度内という話でしたが、今のところいつ頃を 想定されていますか。

〇大東環境政策課長 昨日の知事答弁でもございましたが、できるだけ早いこととは思いますが、年度内に策定する予定です。

- **〇小泉委員長** ということは、12月定例会には案が出てくるということですか。それと も2月定例会に案が出てくるということですか。
- ○大東環境政策課長 できるだけ早くと思います。早ければ12月定例会に出したいですし、遅くとも2月定例会までには出さないと年度内にはできないと考えていますので、お願いします。
- **〇小泉委員長** よろしくお願いします。ありがとうございました。
- ○猪奥委員 先ほどの質問等を踏まえて、幾つか質問させていただきたいのですが、まず、 池田委員が最初に経済と雇用の状況についてお尋ねをされたと思います。私が聞いていな かったのかもしれないですが、有効求人倍率、解雇、雇い止めの件数を上げてご説明して いただきましたが、経済の状況については、特段踏み込んだご答弁がなかったと思います。 経済の状況についてどのように影響していると考えられているのかというのが1つ。それ と、解雇、雇い止めで、多いのは飲食だったり製造や小売というお話でした。有効求人倍 率も低いのが宿泊や飲食、運輸、卸売、小売であったりするけれども、高い分野もあり、 近畿の中で一番高いというお話がありましたが、解雇、雇い止めの中で、求人倍率が低い 業種はご説明いただきましたが、有効求人倍率が高いところはどういう業種が高いですか。 まず2点お聞かせください。
- ○福留産業政策課長 まず、県内の数値ですが、直近では奈良財務事務所の7月の経済情勢報告において、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある中、一部に弱さが見られる、穏やかに持ち直しているという総括判断をされているところです。

それと、民間信用調査会社が県内企業を対象に8月の新型コロナウイルス感染症の影響 についてアンケートを実施した結果を公表されていまして、約7割の企業がまだ影響が継 続していると公表されているところです。

ということから、まだ厳しい状況が続いているものと認識しているところです。

- ○畑澤外国人・人材活用推進室長 有効求人倍率の高い業種について、新規求人数が大きな影響を与えているというところで、労働局から発表されているデータでご説明させていただきます。有効求人数が高い業種としましては、医療・福祉の分野が高くなっています。続いて、製造業となっています。その続きが卸売業・小売業という状況です。それから、サービス業についても高い状況となっています。
- **〇猪奥委員** 一番有効求人倍率が高い業種が聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

○畑澤外国人・人材活用推進室長 業種別に有効求人倍率がはっきりと出ている数字を持ち合わせていませんが、新規求人数という数値でお答えさせていただいています。医療・福祉が求人数が一番高い状況となっています。

○猪奥委員 恐らく福祉分野というのは、かねてよりずっと人手不足が続いています。先ほどの池田委員へのご答弁の中で、奈良県では比較的有効求人倍率が高くて、経済的な影響はさほどないと私には聞こえてしまいましたが、福祉の分野で有効求人倍率が高いから奈良県の雇用はほかと比べて少しましだ、というのは、受け止め方として誤っているのではないかと思いまして、改めてお聞かせいただいたところです。

民間調査会社が8月にアンケートを取って、7割もの企業が大変だという状況を持って おられるということですが、先ほどまでの質問の中で、業種別にどれほどダメージが出て いるのかというのは、県としては把握されていないということもお話いただきました。

最初の新型コロナウイルスの時期は、どんとお金を提供していくということが必要で、 それがこれまでの対策だったと思いますが、知事がおっしゃるように、これから長く影響 が続いていく中で、お金をぽんと出すというのは、もうそろそろ終わりにして、さらにき め細やかな対策に打って出ていく必要性があると思います。

先ほど一例でお話が出たクリーニング店なども、私もお話を聞くと、仕事に出られない 方もそうですし、結婚式などのオケージョンが減っていますので、そういうケースがなく なれば、当然クリーニングも減っていきますので、業種ごとでかなり影響の違いが出てく るのではないかと思います。

倒産件数も14件と教えていただきましたが、倒産件数というのは企業にとって死と一緒ですから、死ぬまでの状況で重症の企業がどれぐらいあるのかをきめ細やかに調査していただきたいと思います。手法としては、アンケートぐらいしか思いつかないですが、民間事業者の結果だけを見るのではなくて、奈良県の経済にとって何が必要であるかということをお答えいただきますように、お願いしておきたいと思います。

もう一つ、メガソーラーについても教えてください。阪口議員の一般質問へのご答弁でも、奈良県としてつくるガイドラインは、条例とほぼ同じような力を持つようなものをつくりたい、ということでしたし、先ほども答弁していただきました。危険な場所に設置されないようにというのは大前提として、条例で結構強く規制をかけていらっしゃるところでは、危険な場所に造らない、事前に住民の方としっかり協議をするということにプラスして、設置を許可制にされているところもあります。今、奈良県で検討いただいているガ

イドラインは、設置を許可制にするようなところまでは考えておられますか。

〇大東環境政策課長 ガイドラインにつきましては、現在、まさに検討、策定中です。許可制にするかということにつきましても、まだ現在、確たるものがございません。それも含めて検討を進めてまいりたいと思います。

○猪奥委員 根本的には国の森林法であったり、いわゆるFIT法であったり、環境アセスメント法であったり、いろいろな法律が絡んできて、その結果、一定の書式がそろえば通ってしまう、通してしまう、できてしまうというのが現状だと思います。知事の会見の中でも、県の職員がだまされやすいと思われているのではないか、ということをおっしゃったこともありますが、思いとしては一緒だと思います。県庁の皆さんも県民の命はもちろん守りたいと思っているし、きれいな森林は守っていきたいと思っている。県がこの件に対して、より望ましい形の奈良県を残していくには、許可制を導入することで、一つの、かなり大きな力になると思いますので、私は条例のほうが当然いいだろうとは思っていますが、この条例と同等のガイドラインの中にぜひとも許可制を導入していただきますように、ご検討の中でもぜひ入れていただきますようにお願い申し上げて、終わります。

〇佐藤副委員長 各委員から質問が相次いでいますが、触れられていない点において、私から確認させていただきたいと思います。

予算書にも出ている宿泊施設立地促進事業が、8月25日に報道資料としても知事発表でされております。最大枠2億円で、その内容が、これは1億円の枠ですが、ホテル・旅館の新築、そして客室数が30室以上、または収容人員が100人以上、もう一つは、投資額が5億円以上で設けられているのですが、これは県単独事業で設定されていると思います。県民にとっての利益、メリットというものを示していただけないでしょうか。

○奈良企業立地推進課長 県民へのメリットということで、奈良県観光客動態調査報告書によると、平成31年1月から令和元年12月までですが、令和元年の観光客数は4,502万人、観光消費額は1,807億円で、宿泊客の1人当たりの消費額というのは2万4,807円です。これは日帰り客の約5.4倍の数字となっており、宿泊客の消費は宿泊代だけではなくて、飲食代とか、土産代とか、日帰り客よりも多くの消費をされますので、宿泊施設、宿泊客室が増えることによりまして、より多くの観光事業者、関連の事業者や取引先への経済的な波及効果があります。この先、またインバウンドの需要等も近い将来、コロナ禍が明けてくるとまた見えてきますので、しっかり宿泊施設を誘致していくという立場で、この観光消費額を増やすことによって、県の経済の活性化に資する取組を

進めていきたいと考えています。

○佐藤副委員長 予算額としては100万円で、債務負担行為として3億円を計上するということですが、実際に、この2億円を払っていくのに、例えば県民のニーズでいえば、価値観がコロナ禍前と現在とでは大きく変わっていると思います。例えば、新しく造るのであれば、宿泊療養施設を増やすためにも、セントラル空調から個別空調に設計を変えてもらうとか、換気、エアコンなど空調自体を循環式から換気型へ変えてもらいたいとか、また、実際にそれを宿泊療養施設として選定する際にいろいろ問題になっていた動線の確保や、ホテルに県の職員が詰めなければいけないので、その前室、予備室を設計上も盛り込んでもらいたいなどの要望を伝えた上で、災害時に転用できる形を明確にしたほうがよいと思いますが、その点についてはいかがお考えですか。

○奈良企業立地推進課長 この宿泊施設の補助金の制度の目的ですが、本県は、世界に誇る文化、観光資産を県内各地に有しております。一方、宿泊施設の客室数は全国の最下位クラスでして、県内を周遊したい観光客のニーズに十分対応できていない状況にあることから、奈良県観光総合戦略におきまして、令和7年度までに宿泊客室数を1万2,000室にするという目標を掲げて取り組んでいるところです。

この目標を達成して、先ほど申し上げた県の経済の活性化を図るための観光振興策の一環として、この補助金を創設しました。申し上げたように、この補助金の目的は、県内滞在型観光の推進に向けた宿泊施設の質と量の充実にございまして、今、佐藤副委員長がおっしゃいました補助の要件として、災害時の対応をも義務づけるということにつきましては、補助の趣旨あるいは目的から照らすと難しいかとは考えています。しかし、佐藤副委員長お述べの災害時における宿泊施設の転用、活用というのも、大事な視点だと認識をしております。事業者に災害時においては、協力していただけるように働きかけをしていきたいと考えています。

〇佐藤副委員長 ぜひそのようにされてください。

予算書を見て思ったのが、宿泊施設立地促進事業で3億円計上されています。各委員からいろいろ話がありました県内の宿泊業者、観光業者の支援策が必要だと言われている内容の一部ですが、創業支援資金が利子補給という形で160万円、既存事業者による宿泊施設開業支援金が980万円で、宿泊施設増改築・設備整備支援資金が670万円です。まず今、ダメージを受けている既存の事業者を第一にしていかなければいけない。県単独事業の予算というのは、県が意図的に使える予算でもあるのですが、問題は、今これから

何に必要なのか、そういったところが明確にされていない。県単独事業の予算をこれから使っていく、今、予算をいろいろ検討していただいていると思いますが、特に注意していただきたいのは、県単独事業の予算を組まれるときに、まず県民、そして県内の事業者を一番最初に大事にしてもらいたい。未来への布石もありますが、現時点、足元が揺らいでいる状況ですので、この県単独事業の予算の使い方が検討課題になってくると思いますので、ぜひ県民に対して、また、県内の事業者に対して分かりやすい施策を打ち出していくのがこのコロナ禍では必要な施策だと思います。今後、この経済労働委員会で扱う予算の額もこれから増えてくると思います。ぜひそういったところに注意して予算編成していただきたい。

また、事業者をこれから選定していくということですが、ぜひ、先ほど言われた災害時の対応について、事業者ともできるだけ詰めて話を進めて、認定していただきたいと思います。これで進展がありましたら、また報告をいただけないでしょうか。これはお願いしておきます。

もう1点は、奈良県酪農・肉用牛生産近代化計画の報告を受けましたが、この内容は結構しっかり詰められていて、確かに生産、その体制、経営、品質について令和12年に向けて計画をつくられるということで、今後、素案ができてパブリックコメントを取っていくということですが、少し気になるのは、地産地消に対する考えがこの計画の中に入っていないことです。例えば、学校給食をはじめ、販売ルート、直販の支援、もしくは道の駅でどう支えていくのか。また、奈良まほろば館についても報告がありましたが、こういったところでどう扱っていくのか。県内各施設で支援できる体制として、奈良県内で生産されるものに対して、県内での消費をどう促していくのか。これも終始一貫、一つのターンの中で設けるべきだと思いますが、地産地消に対してはいかがお考えか、お聞かせいただけないでしょうか。

○阪口畜産課長 この酪農・肉用牛生産近代化計画は、国の基本方針に基づき、生産振興 及び流通を中心に計画を立てております。その中で、奈良県としては、先ほど太田委員の 質問への回答にもございましたが、奈良県豊かな食と農の振興計画の基になる奈良県豊か な食と農の振興に関する条例の中で、消費者あるいは県民の役割について述べております。 その中では、県が実施する施策に協力するとともに、品質の優れた農畜水産物等の理解を 深め、その消費をすること等により、健康的で豊かな食生活の実践に努めるものとすると されております。 また、奈良県食と農の振興計画の中身ですが、この中で、この計画に定める事項のほか に部門別に定める生産振興を目的とした計画等に基づくことになっており、この中に今回 報告させていただいた奈良県酪農・肉用牛生産近代化計画というものがございまして、こ れは奈良県食と農の振興計画の中の生産部門としての特化した計画と考えております。

ただ、佐藤副委員長がおっしゃるとおり、もちろん、生産振興だけではなくて、それが 地産地消という形で県民に生かされることが最も重要と考えておりますので、施策それぞ れの中でそういった部分をつなげていきたいと考えております。

〇佐藤副委員長 ほかの条例、大本の計画で網羅されているから、これは生産に特化した 計画であるから、触れられていないということはよく分かりました。

ただ、地産地消というのが今後、すごく重要なポイントになってくると思いますので、この計画においての落とし込みとして、細則等にどのように持っていくのか。ターゲットを絞らないと一連の流れというのは組みにくいと思いますので、細則の部分で構いませんので、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

- **〇小泉委員長** ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。
- ○畑澤外国人・人材活用推進室長 先ほどの和田委員のご質問のときにお答えできなかった点、説明させていただきます。

外国人支援センターでの実績に関するご質問にお答えできませんでしたが、資料を確認いたしまして、相談窓口に関する実績については、令和2年度に相談件数が461件ございまして、そのうちの雇用や労働に関するご相談は32件でございました。

〇小泉委員長 それでは、これで終わります。

次に、委員長報告についてでございますけれども、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。